

令和3年8月25日招集

第8回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和3年第8回狭山市農業委員会総会

令和3年8月25日(水曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第5条の規定による届出について
 - (2) 農地利用最適化活動活性化研修会について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後2時50分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番 横田 泰 宏
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

甲 田 善 徳	清水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 吉 澤 裕 二

事務局 定刻となりましたので、これより第8回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第5条の届出受理状況

落合委員と小野田委員につきましては

- ・女性協議会の署名決議書

も配布しております。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第8回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第8回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号11番 増田棟順委員と12番 吉田委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。

まず、農地利用の最適化に係る活動について、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言に伴い農地利用最適化推進委員の出席を求めないということで、農業委員だけの招集となっております。

活動の状況につきましては、推進委員から活動記録簿の提出を受けていますので、報告いたします。

まず、入間川地区の甲田推進委員につきましては、8月の活動記録として鶴ノ木地区、入間川地区のパトロールを実施しました。活動結果は、猛暑により雑草の繁っている農地が多く見られました。9月にかけて除草が行われると思います、との報告を受けています。

入曽地区の清水推進委員から、活動記録として入曽地区の全筆調査、農地転用申請に伴う事前調査を実施との報告を受けています。

堀兼地区の小澤推進委員から、活動記録として利用権設定のための訪問を中新田地区において8件行い、堀下、堀中、堀上地区の巡視を行ったとの報告を受けています。

同じく堀兼地区の室岡推進委員から、堀向地区、上赤坂地区の全筆調査を実施したとの報告を受けています。

水富地区の高橋推進委員から、農地の見回り、畑の状況確認、許可申請の現地確認を実施したとの報告を受けています。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。次に、議案第1号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の3ページをお願いします。

利用権設定については、今回9件です。

報告に先立ちまして、今回の案件の大半は落合委員のご家族が代表となっている法人が対象となっておりますので、こちらの決議について、落合委員は参加を見合わせる形で行いたいと思います。

1件目、渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人も堀兼にお住まいの方です。所在地は大字堀兼字尾花台1557番2、外2筆、地目は畑、面積は合計2,219㎡、権利の種類は3年間の賃貸借権設定です。受け人は令和3年7月30日に認定農業者となっています。

2件目、渡し人は中新田にお住まいの方、受け人は中新田の法人です。所在地は大字中新田字野425番、地目は畑、面積は1,014㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。以下3件目から9件目まで、受け人は全て中新田の法人となっています。受け人は令和3年6月22日に認定農業者となっています。

3件目、渡し人は中新田にお住まいの方です。所在地は大字中新田字芝53番2、外5筆、地目は畑、合計面積は2,023㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

4件目、渡し人は中新田にお住まいの方です。所在地は大字中新田字芝130番2、地目は畑、面積は556㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。

5件目、渡し人は中新田にお住まいの方です。所在地は大字中新田字芝115番1、外1筆、地目は畑、合計面積は1,543㎡、

権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

6件目、渡し人は中新田にお住いの方です。

所在地は大字中新田字芝116番2、外1筆、地目は畑、合計面積は3,224㎡、権利の種類は5年間の使用賃貸借権設定です。

7件目、渡し人は川越市にお住いの方です。

所在地は大字中新田字武蔵野1106番1、地目は畑、面積は2,147㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

8件目、渡し人は川越市にお住いの方です。

所在地は大字中新田字萩野1674番、地目は畑、面積は1,727㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

9件目、渡し人は中新田にお住いの方です。

所在地は大字中新田字芝235番1、外2筆、地目は畑、合計面積は3,878㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定です。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字西川原2549番、地目は畑、地積は318㎡です。

現在の利用状況は耕起中、許可後は野菜の作付けが計画されています。

譲受人は狭山市入間川に居住する農業者で、総耕作面積は3,979㎡、内訳は所有面積で田が574㎡、3,405㎡、借入面積は1,784㎡、合計5,763㎡です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢1196番10、地目は畑、地積は120㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ

- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字前下河内3462番3、外1筆、地目は畑、地積は合計1,205㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で土木工事事業を行っている法人です。転用目的は工事用車両の駐車場及び資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上広瀬字霞ヶ丘1003番3、地目は畑、地積は475㎡です。

農地区分につきましては、

- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は飯能市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番4番5番については関連がありますので、担当委員から一括で説明をお願いします。

増田棟順 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市柏原字英1543番、外2筆、地目は畑、地積は合計853㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は東京都で送電事業を行っている法人です。転用目的は送電線の上部避雷施設の張替工事に伴う工事用地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

増田茂 議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市柏原字町久保1415番、地目は畑、地積は367㎡です。

農地区分等は整理番号3と同様です。

増田棟順 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市柏原字英1525番、地目は畑、地積は34㎡です。

農地区分等は整理番号3と同様です。

議長 説明が終わりました。

整理番号3番について質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

整理番号4番について質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

整理番号5番について質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

小野田
委員

議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字本堀879番19、外2筆、地目は畑、地積は合計298㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第29条、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

小野田
委員

議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字本堀879番21、外1筆、地目は畑、地積は合計299㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある　いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある　はい
- ・インフラの整備が進んでいる　はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である　いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は日高市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は　適
- ・緊急性は　適
- ・周辺農地への影響は　なし
- ・代替性は　適
- ・目的実現性は　適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議　長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員

議案番号4整理番号8について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字中原733番4、地目は畑、地積は424㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある　いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある　はい
- ・インフラの整備が進んでいる　はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農

地です。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

なお、隣地についての重要事項説明を業者から事業計画者に行った上での申請であることを申し添えます。

事務局 申請地の農地区分について補足します。

500m以内に2つ以上の公共施設があり、上下水道の整備も進んでいますが、道路に接しているのが進入路部分のみ、旗竿地の竿の部分のみなので、この場合は上下水道が接続していることにはならないという県の見解が出ており、10ha以下ということでの2種という判断になりますので、ご承知おきください。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字下原98番1、地目は畑、地積は351㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は千葉県船橋市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号10番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員

議案番号4整理番号10について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字上川原1248番1、外1筆、地目は畑、地積は合計357.32㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書10の朗読)

理由書10により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第29条、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号11番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号4整理番号11について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字東原620番1、地目は畑、地積は合計1,206㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市長で、代理人は街路整備課です。転用目的は公共事業の資材置場と代替駐車場としての一時転用で、期間は6ヶ月の賃貸借です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書11の朗読)

理由書11により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 有

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「農地法第5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。
次に農地法第5条の規定による届出は、6件9筆で合計面積1,410㎡、田が364㎡、畑が1,046㎡です。転用目的は、その他敷地が2件2筆、364㎡、住宅敷地が6件7筆、1,046㎡です。
説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。
委員の皆様からは、何かありますか。
(なし)
無いようですので、これをもちまして、令和3年第8回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。